

平成 28 年熊本地震災害義援金募集要綱

令和 2 年 3 月 19 日
日本赤十字社

1 趣旨

平成 28 年 4 月 14 日に発生した熊本県熊本地方を震源とする最大震度 7 の地震により、多数の方々が生命又は身体に危害を受け、甚大な被害をもたらしていることから、熊本県全市町村に災害救助法が適用された。日本赤十字社では、この災害により被災された方々を支援し、生活再建の一助とするため、義援金の募集を行うものである。

2 義援金の名称

平成 28 年熊本地震災害義援金

3 募集期間

2016 年 4 月 15 日（金）から 2021 年 3 月 31 日（水）まで

※大分県支部専用口座は 2016 年 9 月 30 日（金）までで終了

4 義援金の振込窓口について

(1) ゆうちょ銀行・郵便局

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行		00130-4-265072	日赤平成 28 年熊本地震災害義援金

※ 窓口での振り込みの場合は、振込手数料は免除される。

(ATM による通常払込みおよびゆうちょダイレクトをご利用の場合は、所定の振込手数料がかかる。)

(2) 都市銀行

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
三井住友銀行	すずらん支店	普通預金「2787530」	日本赤十字社 (ニホンセキジュウジシャ)
三菱東京 UFJ 銀行	やまびこ支店	普通預金「2105525」	
みずほ銀行	クヌギ支店	普通預金「0620308」	

※ 金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合がある。

(3) 熊本県支部専用口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
肥後銀行	三郎支店	普通預金「591893」	日本赤十字社熊本県支部 支部長 蒲島郁夫 (カバシマ イクオ)
熊本銀行	日赤通支店	普通預金「3087071」	

※ 金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合がある。

(4) 大分県支部専用口座（平成 28 年 9 月 30 日（金）までで終了）

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
大分銀行	ソーリン支店	普通預金「7507846」	日本赤十字社大分県支部 支部長 広瀬勝貞 (ヒロセ カツサダ)
大分県信用組合	本店営業部	普通預金「4098496」	

※ 同一金融機関の本支店間の振込手数料（ATM は不可）は免除される。

5 義援金の配分

日本赤十字社に送金された義援金は、被災県の行政、共同募金会、日本赤十字社支部等で構成される義援金配分委員会において取りまとめを行い、義援金配分委員会で決定された配分基準に基づき、被災地の各市町村を通じて被災者に配分される。

6 その他

上記記載の口座は、義援金のみを取り扱うこととする。

7 義援金の税制上の取扱い

上記記載の口座に振り込まれた義援金は、次のとおり取り扱われる。

(1) 個人の方

当該義援金は、所得税法上の「特定寄附金」に該当し、寄附金控除の対象となる。

また、地方公共団体に対する寄附金として、「ふるさと納税」に該当するため、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる。

(2) 法人の方

当該義援金は、法人税法上の「国等に対する寄附金」に該当し、その全額が損金の額に算入できる。

(3) 関係法令

所得税法第 7 8 条第 2 項第 1 号、地方税法第 3 7 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 1 号、法人税法第 3 7 条第 3 項第 1 号

8 受領証の発行

ゆうちょ銀行の振込用紙の半券や金融機関の振込時の利用明細書を受領証の代用とすることができる。この場合における税の申告手続きの際は、義援金専用口座への振込みであることが確認できる書類（本募集要綱など）の添付などが必要になる。

なお、受領証の代用となる書類がない場合や半券等を紛失された場合などにおいて、寄付者が、義援金について税制上の優遇措置（所得税、法人税）を希望される場合、申し出により、後日受領証を発送する。

※ 受領証として代用できる利用明細書は、その明細書に①寄付者、②寄付した日、③寄付金額、④寄付先の口座番号（義援金専用口座番号）が明らかにされているものに限られる。

【問い合わせ先】

日本赤十字社 事業局 パートナーシップ推進部

TEL : 03-3437-7081